

令和6年度 市民の身近な景観資源発見と意識啓発のための動画制作業務委託
企画提案実施要領

1 目的

本市では、景観計画において「かわさき百年の風土記づくり」を景観形成の基本理念とし、4つの基本目標を定め景観形成を進めている。

本業務は、市制100周年をきっかけとして、様々な自然景観、都市景観、まちの歴史、人々が生活する姿など、多種多様な要素が重なりあい、関係しあうことによってつくられてきた地域固有の景観を多くの市民が再認識し、愛着を持って、身近な街並みをまもり、育てていけるよう、そして、次の100年に向けてさらに個性と魅力あふれる表情豊かな景観をつくっていけるよう、市民の心に響き、気づきを与える意識啓発のための動画を市民参加により制作することを目的とする。

2 委託内容

「令和6年度 市民の身近な景観資源発見と意識啓発のための動画制作業務委託 仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 履行場所

川崎市まちづくり局景観・地区まちづくり支援担当

5 契約方法及び業務規模概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(2) 委託料概算金額

2,464,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

6 スケジュール及び提出する書類等

次のスケジュールに沿って、必要な書類を以下の本市ホームページから LOGO フォームにて送付してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000166432.html>

<p>質問書の提出 5/27(月)～6/5(水)17時</p>	<ul style="list-style-type: none">・仕様書について質問がある場合は、「質問書」を提出してください。・質問及び回答をホームページ上に公表します。 <p>【6/10(月)までに回答を掲載予定】</p>
-------------------------------------	--

参加意向申出書の提出 5/27(月)～6/12(水)17時	<ul style="list-style-type: none"> ・本プロポーザルに参加する場合には、「<u>参加意向申出書</u>」に必要事項を記入し、7(4)に記載する要件を確認できる資料(契約書の写しまたは発注者名、件名、金額が記載された資料)と併せて提出してください。 ・応募資格を確認後、参加資格確認結果をメールにてお知らせします。【6/13(木)を予定】
企画提案書等の提出 参加資格確認結果通知日～ 6/21(金)17時	「8 企画提案書等について」を参照
企画提案審査会 7/3(水)	「9 企画提案審査会について」を参照
審査結果の通知 7/5(金)を予定	審査結果は、メールにより全ての参加者に通知します。
契約 7/11(木)を予定	

7 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種を「99 その他」、種目を「02 映画制作」として登載されている者。

※申込時に登載されていない場合でも、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱うものとする。

- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 本業務を実施する体制に、過去3年間に官公庁等発注の映像制作の実績を有する者を含むこと。

8 企画提案書等について

(1) 企画提案書等の内容について

企画提案書	① 企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を踏まえ、次のア～ウについて提案してください。 ア 動画の構成に関する提案 イ 市民参加の手法に関する提案 ウ 動画の活用方法・効果検証の手法に関する提案 ・提案内容が理解しやすいよう、図表等を用いて説明してください。 ・様式は自由、A3またはA4判横、ア～ウ合計で3枚までとします。
	② 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加意向申出の際に提出した過去3年間の官公庁等での実績のほか、本業務を実施するにあたり特筆すべき実績等があればその内容等を記載してください。 ・様式は自由、A3またはA4判横、1枚までとします。

	③ 業務実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施体制、業務従事予定者と実績、作業スケジュールを記載してください。 ・様式は自由、A3またはA4判横、1枚までとします。
	④ 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務にかかる見積額を記載してください。 ・人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

(2) 資料形式及び提出方法について

- ・(1)①～④は、それぞれ別ファイル(pdf形式)とし、提出してください。
- ・ファイル名は、「資料名(①～④)_参加者名(省略可)」としてください。
(例:①企画内容_川崎動画制作社)
- ・企画提案書((1)①～③)には、提案者名は記載しないでください。

9 企画提案審査会について

(1) 日時

令和6年7月3日(水)を予定

※時間、場所等の詳細は、6月24日(月)に参加資格のある者に連絡します。

(2) プレゼンテーション

- ・参加者から企画提案書に基づき15分以内でプレゼンテーションを行っていただいた後、10分程度の質疑応答時間を設けます。契約後に本業務に携わる者がプレゼンテーションに参加し、質疑に対する応答を行ってください。なお、出席者は3名以内とします。
- ・モニターに資料を投影してプレゼンテーションを行うことができます。投影資料は、企画提案書そのもの、または、企画提案書に記載された内容を見やすくしたものとします(枚数の制限はありません)。PCとHDMI(両端)以外の接続ケーブルはお持ちください。

(3) 企画提案書の評価

「令和6年度 市民の身近な景観資源発見と意識啓発のための動画制作業務委託 プロポーザル評価委員会」において、(4)に示す選定評価基準に沿って採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の受託予定者として選定します。

評価委員会の委員は次のとおりです。

評価委員会	部署・役職
委員長	まちづくり局計画部長
委員	総務企画局シティプロモーション推進室 ブランド戦略担当課長
	総務企画局都市政策部企画調整課 企画調整担当課長
	まちづくり局総務部企画課長
	まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当 担当課長

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した参加者が複数の場合(同点の場合)は、次の順で選定します。それでも決定しない場合はプロポーザル評価委員会の審議により決定します。

ア 選定評価基準の「企画提案の視点・内容」が最も高い点数の者

イ 見積書の額が最も安い者

(4) 選定評価基準

評価項目	評価の視点
企画内容	<ul style="list-style-type: none">・本市の景観形成の基本理念や特徴、本業務の目的を理解した提案内容となっているか・動画の構成について、本業務の目的を達成するための工夫がなされているか・市民参加の手法について、本業務の目的を達成するための工夫がなされているか・動画の活用方法について、本業務の目的を達成するための工夫がなされているか・効果の検証方法について、本業務の目的の達成を確認するために有効な手段となっているか
企画実行力	<ul style="list-style-type: none">・企画内容の実効性や実現性を説明できる業務実績があるか・業務遂行に必要な業務実施体制を構築しているか・業務遂行が可能なスケジュールとなっているか

10 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に、「参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

11 その他事項

- (1) 評価委員会により選定された受託予定者と仕様や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が反映されるとは限らないことに留意すること。
- (3) 受託予定者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

12 問合せ先

川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当 山本・若林

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 19階

電話：044-200-3022

メールアドレス：50keikan@city.kawasaki.jp